

議案第 78 号

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 23 年 6 月 2 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、光熱水費等の実費相当額を徴収することができる。

第 6 条第 2 項を削り、同条を第 5 条とする。

第 7 条を第 6 条とし、第 8 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 13 条第 3 項ただし書を次のように改める。

ただし、一般利用者の駐車料は、別表のとおりとする。

第 13 条中第 4 項及び第 5 項を削り、同条を第 12 条とし、第 14 条から第 18 条を 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 を次のように改める。

別表（第 12 条関係）

| 使用区分 | 単位 | 金額 |
|-----------------------|--------------|-------|
| 昼間時間 午前 9 時～午後 7 時 | 利用 30 分までごとに | 100 円 |
| 夜間時間 | 利用 2 時間までごとに | 100 円 |

| | | |
|-----------|--|--|
| 午後7時～午前9時 | | |
|-----------|--|--|

別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。